

千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県規則第11号

千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年千葉県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

第22条第1項中「を申し立てよう」を「の申立てをしよう」に改め、同条第2項中「を申し立てよう」を「の申立てをしよう」に、「記名押印して」を「記名して」に改め、同項第4号中「申し立て」を「申立て」に改め、同条第3項中「つど」を「都度」に改める。

第24条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

様式第1号、様式第3号から様式第12号まで及び様式第14号から様式第17号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。